



ローカル5Gの審議再開

令和4年2月18日
総務省
総合通信基盤局電波部
移動通信課

ローカル5Gのより柔軟な運用に向けた検討

新世代モバイル通信システム
委員会資料より抜粋
(令和3年12月24日)

1






ローカル5Gの制度化から2年経過し、**新たなニーズが顕在化している**。このため、ローカル5Gの導入や利用をさらに促進することを目的に、①他者土地利用の考え方の再整理、②広域利用の検討、③免許手続の簡素化等、**ローカル5Gのより柔軟な運用を可能とする制度改正に向けた検討を実施する**。

	①他者土地利用の考え方の再整理	②広域利用の検討	③免許手続の簡素化
現状の規定	<p>他者土地利用をしている際、他者土地の所有者がローカル5Gを始めると、既存免許人がアンテナの位置・向き等の調整をする必要がある。</p> <p>自己土地 他者土地 カバーエリア</p> <p>電波が他者土地側にも到達</p> <p>他者土地側でもローカル5Gの利用が開始</p> <p>自己土地側のアンテナの調整が必要</p>	<p>ローカル5Gは、自己の建物内又は自己の土地内で、建物又は土地の所有者等が自ら構築することを基本とする5Gシステムである。</p> <p>他者土地 自己土地 カバーエリア</p> <p>ローカル5Gは自己土地利用が基本のシステムであるため、他者の土地を広域的に使用する前提でのエリア設計は困難。</p>	<p>屋外において、基地局のアンテナを移設するには、無線局免許の変更申請が必要である。</p> <p>他者土地 自己土地 移設 カバーエリア</p> <p>基地局のアンテナを移設するには、無線局免許の変更申請が必要となり、時間がかかる。</p>
問題点	<ul style="list-style-type: none"> 他者土地利用側が、一方的に、提供中のサービスの停止を含めた対応を求められる可能性がある。 このため、ローカル5Gへの投資がしにくくなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 他者土地も含め、広域に、高速な無線通信ネットワークを構築したいというニーズが顕在化している。 現在の規定では、上記のニーズに対応することが困難。 	<p>常に自己土地全体をエリア化するのではなく、ごく一部をエリア化した上でその場所を変更したいというニーズに対応できない(小さいエリアの基地局を移設させた方が低コスト)。</p>
主な利用シーン(想定)	<p>FWAサービス</p> <p>〔集合住宅等への通信基盤の提供のため、ローカル5Gを活用。〕</p>	<p>教育分野</p> <p>〔小学校で使用するタブレットを、学校の周辺でも使用可能とする通信基盤として活用〕</p>	<p>農業分野</p> <p>〔土地をブロックに分け、ブロック毎に、順次、農耕機器を利用〕</p>

より柔軟な運用に向けた検討を実施

※その他、ローカル5Gのより柔軟な運用に必要なテーマが出てきた際は、併せて検討を実施。

今後の進め方（最短）（案）

	2021年	2022年		
	12月	1月	2月	3月以降
情報通信 技術分科会				 ・委員会報告
新世代 モバイル通信 システム 委員会	 12/24 第22回 ・審議再開 の報告			パブリック コメント 第23回 ・報告書案 第24回 ・パブコメ結果 ・報告書 とりまとめ
ローカル5G 検討作業班		 第17回(2/18) ・議題の確認 ・今後の進め方 ・各社ヒアリング	 第18回 ・検討の方向性 ・論点整理	 第19回 ・報告書案

第17回(2/18)
 ・議題の確認
 ・今後の進め方
 ・各社ヒアリング

第18回
 ・検討の方向性
 ・論点整理

第19回
 ・報告書案

第23回
 ・報告書案

第24回
 ・パブコメ結果
 ・報告書
 とりまとめ

・委員会報告